

障害福祉サービス事業所管理者様

土浦市障害福祉課長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る
障害福祉サービス事業所の対応期間について

日頃より、本市福祉施策に対し、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本件の新型コロナウイルスの新たな感染者が無いことから、5月14日に緊急事態宣言が解除され、5月25日より、本県独自の「コロナ対策指針」基準がステージ2に引き下げられました。しかし、再び流行する第2波も想定されることから、感染拡大防止に十分配慮しながら日常生活を送ることが求められております。

本市では、令和2年4月17日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応について」を通知いたしましたが、県のコロナ対策指針を踏まえ、本通知における対応（在宅での支援の実施及び報酬算定）を下記の期日をもって終了といたします。

記

1 適用期間の期日

- ・障害児を対象とするサービス事業所：令和2年6月21日（日）まで
* 県内の特別支援学校の通常登校開始予定日の前日まで
- ・障害者を対象とするサービス事業所：令和2年6月7日（日）まで
* 県で示すコロナ対策指針における基準がステージ1となる予定の前日まで
※本取扱いについては、今後の新型コロナウイルス感染状況により、適用期間が変更となる可能性がありますので、市障害福祉課ホームページでご確認ください。

2 事務取扱いについて

- ・適用期間内における請求では、前回お示しした「在宅支援等実施記録表」、「個別支援計画書の写し」（在宅での支援計画が記載されているもの）、「新型コロナウイルス感染症に関して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」が必要となります。適用期間以降は、通常の請求方法に戻ることとなりますので、ご注意願います。
- ・請求事務につきましては、翌月10日までをお願いいたします。
- ・適用期間の終了が月途中となりご不便をお掛けいたしますが、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。
- ・ご不明な点がございましたらご連絡ください。

<お問い合わせ>

土浦市障害福祉課 担当：赤澤・酒井

☎029-826-1111 内線 2470